

募集期間

令和8年

5月7日(木)～
10月30日(金)

予算がなくなり次第
受付終了(先着順)



住宅をリフォームする方
に対して市内の取扱店で利用できる
商品券で助成します。

令和8年度

安心快適 住まいる助成事業

◆要件◆

1 新築後1年以上経過している住宅(転入・転居可)

2 工事金額が10万円以上(消費税を除く)

3 山口市内施工業者と
直接契約して行う工事

山口市に本社又は本店所在地を有する法人

山口市に住所を有する個人事業者

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や
個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが
市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や
市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)の住宅
リフォーム工事費の一部について助成します。

市内取扱店で使用できる

「商品券」でお渡しします

対面での受取不要!
1円単位で使用可能

◆助成額◆

紙商品券で
受取の場合
助成対象となる
工事金額の
10%
(上限5万円)

デジタル商品券
で受取の場合
助成対象となる
工事金額の
10%
(上限10万円)

◎ちよるPay
スマートフォン等で支払いが
できるデジタル商品券「ちよる
Pay」で付与いたします。
※デジタル商品券の会員登録及び
受取りは申請者本人に限ります。

その他の要件や申請方法、制度の
詳細は、ウェブサイトまたは
下記へお問い合わせください。

山口商工会議所 安心快適住まいる

検索

【郵送先 及び お問合せ先】

山口商工会議所
☎083-925-2300
〒753-0086 山口市中市町1-10

山口県央商工会
阿知須支所 ☎0836-65-2129
〒754-1277 山口市阿知須4233-31

徳地商工会
☎0835-52-0026
〒747-0231 山口市徳地堀1817

秋穂支所 ☎083-984-2738
〒754-1101 山口市秋穂東6570
阿東支所 ☎083-956-0032
〒759-1513 山口市阿東徳佐下25-1

【デジタル商品券(ちよるPay)に関するお問合せ先】

開設期間 令和8年4月1日～令和9年2月28日
※8/28及び年末年始(12/26～1/3)除く
平日・土日祝 10:00～17:00

(利用者用)カスタマーセンター
☎0120-905-906

(商品券取扱店用)カスタマーセンター
☎0120-905-393

【制度に関するお問合せ先】

山口市ふるさと産業振興課
☎083-934-2719

詳しい事業内容や対象工事は裏面をご覧ください

事業の流れ

START

1

下記のどちらかの方法で
申請書入手

山口商工会議所
「安心快適住まいる」
ウェブサイトから
ダウンロード

または

下記窓口にて受取

・山口商工会議所
・山口県央商工会
・徳地商工会
・山口市ふるさと産業振興課

2 申請書作成

3 申請書を郵送
(令和8年5月7日から受付開始)

4 申請書の審査

5 決定通知書の送付
(申請者様へご郵送)

6 工事着手し工事完成

7 工事完了届を郵送
(令和8年12月16日まで)

8 完了工事の審査

9 確定通知書の送付
(申請者様へご郵送)

10 商品券の受取
(有効期間:発行から6か月間
または令和9年2月28日の
どちらか早い日まで)

助成金をデジタル商品券で受け取る場合 登録は4月1日(水)正午から可能です。

①ちよるPayの会員登録
スマートフォン等で右の二次元コードから専用ページへアクセスし、ちよるPayの会員登録
を行ってください(過去に登録している場合も②の手続きは必要です)。
なお、デジタル商品券は申請者本人以外が受け取ることはできませんので、必ず申請者本人
の登録を行ってください。
②利用規約の同意
助成金をデジタル商品券で受け取る全ての方は、ちよるPayにログイン後、必ず「令和8年度
安心快適住まいる助成事業」(ピンク色のカード)の利用規約をご確認・同意の上、「利用規約
に同意する」を押して下さい。
※スマートフォンのホーム画面への追加方法や登録方法に関する説明動画は、山口商工会議所
のウェブサイトよりご覧いただけます。
※確定通知日から2週間以内にちよるPayにて助成金額が付与されます。

◎ちよるPay



ちよるPayの
「令和8年度安心快適
住まいる助成事業」に
アクセスします。

工事開始が助成金交付決定通知後であり、工事金額が10万円以上(消費税を除く)で、次に掲げるすべての要件に該当するものが
対象となります。なお、交付決定日より前の工事着手は対象となりませんのでご注意ください。

- 申請は同一住宅及び同一人について今年度1回限りです。
- 助成する商品券はリフォーム工事が完了し、完了工事の審査後交付いたします。リフォーム工事の支払いには利用できませんので市内の取扱店にてご利用下さい。
- 工事は、住宅の修繕、増築、その他の住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であること。
- 本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。
- 築後1年以内の新築住宅でないこと。
- 山口市及び国・県等それに準ずる団体からの助成の対象工事が含まれていないこと。
- 申請書・工事完了届は郵送のみの受付となります。

1 外部工事

- 屋根・外壁・軒天の改修や塗装、コーキング(防水対策等の工事を含む)
- 雨樋の取替・改修
- サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替
- 玄関フード・サンルームの増築
- 住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築
- 併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築
- スロープの改修や設置工事(※2)
- ウッドデッキ・パーゴラの設置、バルコニーの増築・改修

2 内部工事

- 床・壁・天井材等の改修(断熱性能を高める工事を含む)
- ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替
- ガラス・網戸の設置・交換
- カウンター・棚の設置・改修
- 間取り等の変更に伴う壁等の改修
- 床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置
- スイッチ・コンセント・配線等の電気工事
- 基礎・柱・梁・床面・壁の耐震補強工事

3 設備工事

- 浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修
- システムキッチンの設置(※3)
- 給排水衛生設備工事
- 電気・石油・ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置
- エコキュート等の高効率給湯システムの設置
- 換気扇・換気清機ロスタナイの設置
- 床下換気扇の設置
- 床暖房設備工事・ペレットストーブの設置

4 再生可能エネルギー設備導入に係る工事

- 太陽熱利用機器の設置

5 既存住宅の増改築工事

- 住宅の増改築

6 防犯対策関連工事

- 門・塀・柵・垣根の改修や設置工事、砂利敷き(※4)

助成対象工事の例(※1)

- ※1 助成対象者が主に居住する建物に係る工事に限ります。この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。
- ※2 段差を解消するものが対象となります。
- ※3 システムキッチンに組み込みの調理機器等(食器洗浄機を含む)の設置・取替も対象となります。
- ※4 住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。

お問合せ先

山口商工会議所
☎083-925-2300
〒753-0086 山口市中市町1-10

徳地商工会
☎0835-52-0026
〒747-0231 山口市徳地堀1817

山口県央商工会
阿知須支所 ☎0836-65-2129 秋穂支所 ☎083-984-2738 阿東支所 ☎083-956-0032
〒754-1277 山口市阿知須4233-31 〒754-1101 山口市秋穂東6570 〒759-1513 山口市阿東徳佐下25-1